

6日のシンポジウムは三部門に分かれており、その第三部門が死刑制度廃止部門でした。一般参加も可というので、会場で発言させてくれるよう日弁連に事前に申し入れしました。しかし、質問状のみ受け付け、発言は許されないということで、犯罪被害者としての死刑制度存置の真意発信は困難と判断し、質問状の提出は見送りました。

シンポジウムでは、パネルディスカッション等がありましたが、登壇者は廃止論者のみであり、一方的な廃止討議が行われました。又ビデオ参加であった瀬戸内寂聴氏の「殺したがるバカども」という発言が物議をかもすところとなりました。

7日の大会は、700人の弁護士の参加で行われました。各部門会の報告が行われましたが、死刑制度廃止宣言の第三部会の報告は時間を大幅に超過し、

予想以上の反対論と棄権の多さではありましたが、死刑制度廃止宣言は採択されました。全弁護士のわずか2%弱の意見が日弁連全体の意思表示だということには納得できません。

大会を振り返り、大会宣言の採択には納得できないのはもちろんですが、それは日弁連内部の問題であり、我々では如何ともし難いのが現状です。しかし、死刑制度の存置だけは何としても今後も国民に訴え続けて行かなくてはならないと思った次第です。

このような日弁連の大会でしたが、岡村顧問が大会で述べられた死刑制度廃止反対の意見、参加した会員の感想、VSフォーラム弁護士の意見などを特集として今号のニューズレターを発売させていただきました。

## 死刑制度廃止宣言に対する反対意見

弁護士(あすの会 顧問) 岡村 勲

### 1. 私の立場

私は、第一東京弁護士会会員であると同時に、被害者遺族でもあります。遺族である弁護士の立場から、意見を述べさせていただきます。

### 2. 欺瞞

宣言案ならびに提案理由書には、「犯罪被害者・遺族が加害者を厳罰に処することを望むのは至極当然であり、遺族感情にも常に配慮しなければならない」とし、「犯罪被害者等基本法（以下基本法）を援用しつつ、犯罪被害者・遺族に対する支援は、日弁連を含む社会全体の重要な責務である。被害者支援と加害者の社会復帰支援は、矛盾することのない重要な課題である」と記載しております。

しかし、日弁連の実際の行動は、加害者重視で貫かれており、これは大きな欺瞞であると映ります。

### 3. 日弁連選出委員の反対

基本法は、内閣官房長官を会長とする「犯罪被害

者等施策推進会議」を設置し、委員は官房長官以外に、内閣総理大臣が指名する国務大臣及び、内閣総理大臣が指名する被害者支援に優れた見識を有する学識経験者10人の委員から構成されます。学識経験者の一人は、日弁連から推薦されました。ところが、日弁連推薦の委員は、検討会で、基本法の定める被害者の刑事事件への参加に猛烈に反対し続けました。日弁連は、刑事司法への被害者参加を潰すための刺客を送り込んできた、更迭すべきだとの意見が委員の間から出たほどです。

被害者・遺族が苦しみの中で力を振り絞って運動をした、刑事裁判における被害者参加、損害賠償命令、凶悪犯罪に対する公訴時効廃止、延長、少年事件の審判の傍聴などを審議する法制審議会でも、日弁連委員はことごとく反対しました。被害者が裁判に入ってくると加害者が不利になる、法廷で嘘をつけなくなる、と考えたからです。私たちは、被害者を裁判に参加させ、裁判の当事者として扱えと言っているだけで、加害者の権利を制限しようという考えは少

しありません。それを承知で日弁連が反対するのは、被害者の前では、加害者が嘘をつけなくなると思っているからだとして考えられません。ただ、番敦子先生だけが賛成してくれたのには、感謝しております。

手弁当で動くあすの会に対し、日弁連は、会費という有り余る資金にものを言わせ、紙爆弾をまき散らし、国会議員への反対陳情を繰り返しました。あすの会と議員会館で何回鉢合わせしたか分かりません。

そういう中で、漆原良夫先生、杉浦正健先生に大変お世話になりました。

#### 4. 日弁連は、死刑廃止は世界の潮流であるというが、本当か

現在、死刑廃止国 108 ケ国、存置国 90 ケ国（但し、全ての犯罪について廃止の国または地域は 101 ケ国、10 年間執行がない存置の国または地域が 51 ケ国／国連資料による）とありますが、廃止国の中には、EU へ加入するために廃止した国もあります。また廃止国は殆どがキリスト教国であり、世界の人口からみれば 3 割にすぎません。

死刑廃止が世界の潮流というなら、死刑廃止国で盛んに行われている、令状に依らない現場射殺 (summary execution) をどう解釈すればよいのでしょうか。近いところでは、パリにおけるテロに対する無差別射殺があります。アメリカの死刑を廃止している州でも同様ですが、その統計が示されていません（佐々木知子「死刑を考える」第一東京弁護士会）。相当な数に上ると推定されます。ロンドンでは、武装警察官が令状もなく犯人を撃ち殺しています。フランスでもそうです。ヨーロッパでは裁判を受けない安易な死刑執行が行われているわけです。

わが国のように武器使用が厳格に制限されているのは、世界の潮流に反することになるのでしょうか。ヨーロッパ諸国の人権意識の乏しさ、自国のことを棚に上げて、何を言うのでしょうか。

多くの難民を抱えこみ、貧困問題も増える EU 諸国では、犯罪も増え、やがて死刑制度が復活すると

私は考えます。そのとき死刑廃止論者は、世界の潮流が変わったとして、死刑を復活せよというのでしょうか。

#### 5. 死刑には、犯罪抑止力がないというが本当か

世の中に死刑を怖がらない者がいますか。死刑どころか、弁護士会の業務停止の懲戒処分さえ私は怖ろしい。

シンガポールで麻薬を密輸しようとして、フランスの青年が死刑になりましたが、それ以来、同国で麻薬の密輸が減ったと聞きました。

犯行の瞬間は、抑止力が効かないかもしれません。しかし、犯罪を行う過程では、抑止力はあるはずです。死刑制度に抑止力がないというのなら、死刑制度があるために殺人を思いとどまった例の統計も必要になります。これはあるのでしょうか。抑止力がないというのは、死刑廃止のため、無理やり作った理屈のように思えます。

最近、麻薬密輸入に関係した日本人が、中国で死刑になったという報道がありました。私は、死刑が怖いから密輸を止める者がいると思いますが、それが正常な感覚ではないでしょうか。そう考えなければ、弁護士と国民との間のずれがいかに大きいか、ということになります。

#### 6. 誤判

死刑を望む対象は、真犯人であって、誰でもいいというわけではありません。誤判で真犯人ではない者が死刑になったら、真犯人はどこかで笑っている。被害者にとって、こんな悔しいことはありません。被害者も、冤罪は絶対なくして貰いたいのです。

また、冤罪で死刑になったら取り返しがつかないのはその通りですが、冤罪を無くさなければならないことは、有期刑、終身刑でも同様です。

われわれ法律家は、冤罪を生まないように最大の努力と工夫をしなければなりません。冤罪は、科学捜査の知識の乏しい時代であり、加視化が進めば少なくなるでしょうが、さらに冤罪を防ぐ努力をしなければならぬのは当然です。

しかし、直ぐに死刑廃止に結びつけるのは、短絡にすぎます。飛行機・電車・バス・自動車は、墜落や衝突などにより、一度に多くの人命を失うことがあります。だからといって、バスや飛行機の製造販売を止めようとは言いません。事故原因を究明し、より安全性を求めて努力するのではないのでしょうか。

昨日の冤罪を勝ち取ったパネリストからは、冤罪による被害者遺族の無念さに対する思いやりは、全くみられませんでした。

## 7. アンケート

日弁連執行部は、死刑廃止を主導しますが、一般弁護士はこれに従っているわけではありません。今回のシンポジウムを活性化するため、関東弁護士連合会は、参加弁護士会に対して、会員弁護士会に対するアンケート調査を要請しました。

これを受けた東京弁護士会のアンケートでは、回収率は僅か6%にすぎず、その中の死刑存置論者は36%、廃止論者は51%であり、しかもいろいろな条件が付けられていました。

一般にかかるアンケートは、死刑廃止者の回答が多いのが普通であることを考えると、東京弁護士会の会員の大部分は死刑存置者であることが理解され

ます。

同様にいった第一東京弁護士会のアンケートは、回収率は2.9%であり、そのなかの58%が死刑賛成、29%が死刑反対でした。

これから押して考えても、会員の超大多数は死刑賛成であることが分かります。

人の命は地球より重い。だから加害者を死刑にすべきではないと言います。複数の人を殺してはじめて死刑にするというのは、加害者の命は地球3個分、被害者の命は1個分の価値しかないということでしょうか。

## 8. 出所者を雇え

日弁連は、宣言案、提案理由の各所で、社会は犯罪者の社会復帰に協力すべきだと強調しています。それならば、まずは足元から始めて頂きたい。死刑廃止を主張する弁護士は、殺人、強盗致死、恐喝、海賊行為その他死刑にあたる加害者の仮出獄者の身元引受人となり、事務所で雇用し、顧問先などに就職させるなど、身を以って範を垂れるべきです。

同じことは、死刑に反対する女性弁護士にも言えます。強盗強姦殺人だけではなく、強制わいせつの犯罪者で出所した者を、事務所に就職させて更生さ



せる見本を示して貰いたい。

昨日のシンポで、各パネリストは「人（殺人犯人）は変わりうるから死刑の必要は無い」と強調していました。犯人がいくら変わっても、殺された被害者は還りません。パネリストは、この遺族の苦しみには、全く触れていません。加害者が更正すれば、被害者などどうでもいいというのでしょうか。被害者を生き返らせて初めて遺族は悲しい状態から抜け出せるのです。パネリストの頭からは、このことが忘れられてしまっています。加害者が更生しても問題は解決しません。

殺人を犯して無期懲役になり、後に仮釈放で出所し、更に殺人を犯した例が10件くらいあります。これをどう考えるのでしょうか。

## 9. 嘘をつく

残念なことですが、日弁連は平気で嘘をつきます。

提案理由1頁には、基本法を援用しつつ、「犯罪被害者・遺族に対する支援は、当連合会を含め、社会全体の重要な責務である。遺族が厳罰を望むことは自然なことで充分理解しうる、遺族の被害者感情にも常に配慮する必要がある」と記載しています。3頁には「犯罪被害者・遺族を支援することと罪を犯した者に対して社会復帰を支援することは、互いに矛盾するものではなく、どちらも重要な課題である」とし、さらに5頁にも、同様のことを記載しています。

ならば、何故、犯罪被害者の権利の確立に反対なのでしょう。何故、今も反対し続けるのでしょうか。

あすの会の運動は、日弁連との戦いでした。日弁連の反対がなかったら、私達の運動は、3割の努力、労力で済んだでしょう。

さらにまた日弁連は、昨年、「死刑事件の弁護のために」という手引きを作成しました。そこでは、被害者を参加させるな、意見を言わせるな、証人尋問をさせるな、など被害者の権利行使の制限に終始しており、これには各方面から総スカンを食いました。

被害者・遺族の感情はよくわかるなど、どの面を下げて言えるのでしょうか。

## 10. 贖罪寄付

更に、日弁連、単位弁護士会は、「贖罪寄付」を勧誘しています。

重罪の被害者遺族の多くは、加害者に重罰を求めて賠償金の受け取りを拒否します。しかるに、日弁連、各地弁護士会は、贖罪寄付と称して被害者遺族に代わって勝手に受けとり、寄付証明書を裁判所に提出して、刑を軽くすることに荷担しています。これが被害者支援をするという弁護士会のすることでしょうか。被害者の嫌がることを平気でやり、パンフレットを作って寄付の勧誘をしています。弁護士は贖罪寄付を被害者支援に使うと言いますが、弁護士会は、「ねずみ小僧」になったのでしょうか。

ある著名なストーカー殺人事件の被害者の親が、加害者弁護士から、500万円の賠償金の申し出を受けました。「馬鹿にするな、死刑にしてほしいのだ」と拒否したところ、加害者は弁護士会に贖罪寄付をし、裁判所に証明書を提出しました。この親の弁護士会に対する恨みは大きいです。

## 11. 事件

私は、60年安保改定時の6.15事件、東大安田講堂事件、裁判官の訴追を行い、正木ひろし先生のお供をして、八海事件や丸正事件にも関わりました。人権派弁護士とも言われてきました。執行猶予が取れば喜び、泣いている被害者に思いを寄せることがありませんでした。

1997年10月10日深夜、家に帰ると玄関先で妻が倒れていました。犯人は、証券会社を恐喝してきた男でした。他の会社は恐喝に屈しましたが、断固拒否を続ける私を逆恨みし、私を殺そうと何回もわが家に来て待ち伏せをしていました。しかし、私となかなか出会わないため、身代わりに妻を呼び出して殺害しました。

妻を犠牲にして助かった、おめおめ生きておられるか、妻の後を追って死ぬことを考えました。雪の降る夜、妻の倒れていたその場所で、妻と同じ格好をして寝たこともあります。凍死を試みたのです。娘は「私達をみなし子にしないで」と叫び、顧問先

の社長は「先生が死んで喜ぶのは加害者ではありませんか」と言ってくれました。

犯人は前科9犯、犯歴15回もあり、検察官も私も、死刑を求めましたが、判決は、被害者が1人ということで無期懲役。私は怒りで震えました。同時に、犯罪被害者には何の権利もないことを、身を以って知らされました。

## 12. あすの会の設立

どうせ死ねないなら、犯罪被害者のために尽くす以外にない、と腹を決め、2000年1月、犯罪被害者の会（あすの会）を設立し、被害者運動に没頭するようになりました。70歳になる3ヶ月前のことでした。

## 13. 弁護士は本当のことを分らない

被害者になってみて、初めて被害者のことがわかりました。弁護士は、世情に通じていると思っていたのですが、これは間違いでした。

弁護士は、危険負担をしない人種です。家屋明渡し訴訟に負け、依頼者がホームレスになって路上に寝るしかなくても、弁護士は銀座で酒を飲み、布団の中でぬくぬくと寝ています。ホームレスの本当の苦しさが分かるはずはないのです。

同様に、弁護士には、犯罪被害者・遺族の真の苦しみは分かりません。分かったつもりになっているだけのことです。

## 14. 自分でやれ

死刑廃止論者は、なぜ自分達の方で実現しようとしないのでしょか。

青年法律家協会員の宮本裁判官の再任拒否の場合には、思想、信条、良心、団体加入によって差別すべきでない、と、弁護士会は激しく抵抗しました。私もその一人でした。

弁護士は、各自の思想、信条、良心に基づいて基本的な人権を擁護し、社会正義の実現に努力し（弁護士法1条）、弁護士会は、個々の弁護士の自由な活動を国家が妨害しないよう、国家に代わって弁護士を

監督するために設立されたのです（弁護士法31条、45条）。弁護士会が、会員の意思を死刑制度廃止に統一しようとするのは、そもそも間違いなのです。

何故、日弁連の名で、死刑廃止の決議をしようとするのか、理由は二つ考えられます。

一つは、活動費用に弁護士会費を使いたいからです。運動費用には多額の金が必要になるためです。

死刑廃止運動をしたければ、廃止論者が自分の金でやるべきで、死刑存置論者の納める金を勝手に使うべきではありません。米国連邦最高裁の判決にも同趣旨のものがあり、死刑存置論者の納める会費を使用することは背任行為にあたるとしています。

二つ目は、日弁連の権威の乱用です。弁護士が個人で運動するよりも、複数の弁護士を巻き込んだ方が、国民には権威のある運動に見えます。廃止運動をやりたければ、虎の威を借りて運動するなんてずるいことは考えず、個人でやれ、有志だけでやれと言いたいのです。

全国の犯罪被害者が、金を出し合い、権威に頼らず、被害者立法の運びになりました。今回（昨日今日）のチンドン屋を雇っての運動も、被害者の金でやっています。貧しい被害者ができることを、裕福な弁護士がやれない筈はありません。

## 15. 私は提案する

死刑廃止論者は自分の金で運動せよ。

どうしても弁護士会の名を使いたければ、日弁連及び弁護士会を退会し、廃止論者だけで弁護士会を作り、自分の金で運動せよ。そのための弁護士法改正なら、私たちも協力します。

私は、29歳で弁護士になり、今年87歳です。その間弁護士会のためには多くの時間を割いて働いてきました。それだけに、死刑に対する弁護士会の態度は許すことはできません。

2016/10/7 第59回日弁連人権擁護大会（福井）にて